破産手続廃止

平成２５年（フ）第７２号
福島県郡山市備前舘１丁目17番地
破産者　佐藤　満孝
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
千葉県成田市本三里塚1001番地481
破産者　株式会社クロップ
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
さいたま市見沼区大字蓮沼1398番地
破産者　株式会社大知
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９７号
埼玉県川口市西川口３丁目９番７号
破産者　有限会社スマイル・ワン
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３９号
埼玉県蓮田市関山１丁目４番18号
破産者　株式会社エスパシオ
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
東京都中野区中野５丁目52番15号
破産者　有限会社吉松
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９４号
佐賀県伊万里市立花町2107番地１
破産者　誠和設備工業有限会社
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４５号
北海道浦河郡浦河町築地３丁目５番４号
破産者　株式会社サンアイ印刷
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
栃木県那須塩原市鍋掛1086番地227
破産者　阿部美ゃり
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２６号
栃木県矢板市東町1212番地２、旧住所栃木県矢板市東町９番13号　メイプルハイツＥ－202号
破産者　高瀬　美子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３９号
栃木県矢板市東町1212番地２、旧住所栃木県矢板市東町９番13号　メイプルハイツＥ－202号
破産者　高瀬　健司
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第４４号
栃木県矢板市末広町４番地５
破産者　有限会社ケントワィ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６４号
栃木県那須塩原市南郷屋２丁目150番地　江連昭一方、住民票上の住所栃木県矢板市東町380番地223
破産者　江連　広伸
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２０５号
群馬県太田市東新町416番地
破産者　株式会社エムアンドシー
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２１号
横浜市都筑区中川１丁目19番23号
破産者　株式会社スカイハート
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
富山県氷見市朝日丘12番28号
破産者　高木　清美
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第８７号
富山県高岡市吉久１丁目273番８
破産者　富山湾建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２０５７号
名古屋市中区千代田２丁目１番７号
破産者　株式会社アトリエワイズ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３２６号
愛知県小牧市大字三ツ渕416番地
破産者　株式会社オカムラ土木
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘４丁目18番16号
破産者　加藤　　覚
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
三重県四日市市南小松町2461番地１　加藤組内
破産者　加藤　幹子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４９６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社三和
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部